記載例

字削除 字加入



○ 申請者は赤字の部分を記入してください(黒字部分は事務局で 記入します)。

字削除

る付近の土地、作物、家畜等への被害防除施設の概要

字加入

みと め印

(例) 借入金

|農地法第4条第1項の規定による許可申請書

○ 提出部数は2部です。(申請者が1名の場合)

	(年号) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日														
平川市農業委員会会長 殿															
申請者住所								職業			氏 名			印	
平川市〇〇〇〇一△△△△								会社員 兼 農業			平川 太郎			ED <	みと め印
下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。]
1 許可を	受けよう	うとする土地	の所在	等											
平川市			地				利用	10a当たり 普通収穫高		┃ ┃ 耕作者氏名		市街化調整区域			
大字	字	地番	登	記簿	現況	(m²)	状況	(kg)				その他の区域の別		
柏木町	柏木町藤山		0		田	00	00	水稲	00	00	平川 太郎		調整・その他		_
"	II II		0	"	畑	00	00			00			調整・その他		_
II II		00-	0	"	" 00		00	"	00	00	"		調整 その他		_
			_												-
															-
	= L		-		200		2	/ III		00	2	.tm		2 2 1	-
0 転用型	計 				0,00		m [*]	(田	Ο,)O m ·	畑	0,00)O m)	-
2 転用計画 用途 事由の詳細:														1	
(1) 転用の目		150 W = 0 1 51 M													
														1	
■ 事業の操業期間又は施設 (2) の利用期間事業の操業期間又は施設の利用期間 間又は施設の利用期間 (例)(年号)○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 から 永久 年間															
			第1期	第1期 (着工		年 月		第	2期(着工		年 月 日		合計		
転用の時期 及び転用の (3)目的に係る事 業又は施設 の概要		工事計画	から			1		<u>*</u>) か			月 日まで)				1
			名称	棟勢	数一面	築 積 ㎡	要面	積 m 棟	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	建築 i積 ㎡	所要面積 ㎡	棟数	建築 面積 ㎡	所要面積 ㎡	
		土地造成					0,0	00		/				0.000	ı
		建築物	oc		00 000	0.00						00	00.00		
		小計			00 000	0.00	0,0	00				00	000.00	0,000	1
		工作物]
		小計													
		計			00 000	0.00	0,0	00				00	000.00	0,000	_
3 申請者	の営農	状況										ı			-
	経営			面 積	<u></u>	- J.1		1			家族	00 人			
H		畑						その					うち 農業従事	00 人	
O,OOO m O,OOO 4 資金調達についての計			l				m¹		m		O,OOO m ^{辰未促事}				-
4 貸金調 	達につ	いての計画													-

(例) 周囲は宅地化されており、被害をおよぼすおそれはない。 生活雑排水は既存公共下水道へ放流する。

6 その他参考となるべき事項

□ 都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものである。

法第29条 第 〇〇 号 該当

法第43条 第 1 項 第 〇〇 号 該当

□ 都市計画法第29条の開発許可を要するものである。

法第34条 第 〇〇 号 該当

記載注意

- 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の 所在地を、「職業」欄にその業務の名称をそれぞれ記載する。
- (2) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたる場合等で、工事期間が区分できるときは工事計画を期別に記載する。

平農委指令第 뮺

農地法第4条第1項の規定により次のとおり条件を付して許可します。

年 月 \Box

平川市農業委員会会長

許可の条件

- 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2 事業完了後は、その旨速やかに報告すること。

なお、許可に係る工事が完了するまでの間、本許可の日から3か月後及び1年ごとに工事の進捗状況を 報告すること。

〔 教 示〕

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に平川市農業委員会に 対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に、平川市農業委員会を被告として(会長が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができ ませんが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行によ り生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、 決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

注意事項

申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事 業の用に供しないときは、農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、 又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。